【タイトル】7月研修会 【部会名】源泉部会

【日時】平成22年7月2日(金) PM3:00~: PM4:00

【場所】法人会館

【演題】「源泉徴収の実務ポイント」

【講師】四方 茂 氏(税理士)



【概要】研修要旨は以下の通り。

1.通勤手当

(1) 通勤手当の区分がなく「給与に含めて」支給していると課税。

2 転勤費用

(2) 転勤に伴って支給されるものであり、通常必要と認められるものであれば、源泉徴収の必要なし。

3.研修費用と学資金

- (1)研修費用が課税を受けない条件は、会社の業務遂行上必要なもの
- (2)学資金も次の条件を満たしていれば、非課税
 - ①学校教育法1条(高等学校を含み、大學や高等専門学校を除く)に修 学する費用
 - ②特定の者だけを支給対象としていないこと

4.社員社宅の貸付

- ①社員から実際に徴収している賃貸料が、所定の方法で求めた「通常の 賃貸料」の50%相当額未満である場合には、実際に徴収している額と 通常の賃貸料との差額が給与として課税。
- ②役員に対する社宅等の貸与での「通常の賃貸料」は、社員に貸与する場合の通常の賃貸料より大幅に高くなる。

5.金銭の貸付

- (1) 社員に対する金銭の貸付が非課税の条件
 - ①年間の貸付金について受ける経済的利益の合計額が5千円以下
 - ②会社が他から借り入れて貸し付けた場合の金利は、その調達金利以下
 - ③その他の場合は、貸付を行った年の前年11月30日の公定歩合に年4%を加算した利率以下

6.従業員を被保険者とする生命保険に加入するとき

- ①養老保険(満期。死亡保険金と生存保険金がある)・・・
- 保険金受取人を誰にするかで、税務上の取り扱いが異なる。
- ②定期保険(掛け捨て)・・・死亡保険金受取人が会社でも従業員の遺族でも、会社は損金算入でき従業員は所得税の課税なし(特定の者だけを保険対象としていないこと)

7.外国人留学生をアルバイトとして採用したとき

- ①居住者(学術・技芸の修得のため居住する期間が1年以上)の場合は、 一般アルバイトと同じ扱い
- ②非居住者の場合は、原則20%の源泉課税
- ③その国内源泉所得について租税条約の適用を受ける場合は、法律より 条約が優先する。

源泉所得税の実務ポイントを押さえた研修となった。